



1 地域住民への防災知識の普及・啓発

(1) 防災知識の普及

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害を最小限に食い止めるためには、地域住民全員が防災に関する正しい知識を持っていなければなりません。そのためには、自主防災組織があらゆる場で、地域住民に知識や情報を伝える機会を設ける必要があります。

まず、防災は生きぬくことが基本であり、地域住民との連帯がなければ困難であることを伝えましょう。そのことを住民の一人ひとりが理解できれば、その地域は災害に強いまちに一步近づくことができます。

(2) 家庭内対策の促進

参照 P59・家庭のできる防災準備

家庭内での対策をしておくことが大切な家族を救うことにつながります。そのためにも、家族間での話し合いや準備が必要です。

1. 家族間で安否確認手段等、災害時の行動の確認が大切

災害後、すぐに家族と会えるか、また連絡がとれるか分かりません。どのような手段で連絡（安否情報を確認）するか、どのように行動するか、家族間で確認しておきましょう。

2. 非常用持ち出し品の準備

非常時には物資や常備薬等の必要なものが手に入らなくなります。いざという時のために普段から準備をしておきましょう。

3. 避難場所、避難路の確認

市町の作成している防災マップ等を利用して、災害時の危険箇所や避難場所（避難所）を確認しましょう。避難場所が確認できたら次は避難ルートの確認です。自宅から避難場所までの安全なルートについて家族で話し合ひましょう。

4. 緊急連絡カードの作成

日頃から名前や住所、家族名、血液型、緊急時連絡先、持病がある場合は処方薬の種類や量、服用法等を記載したカードを作成し、財布などに入れ、常に身につけておくようにしましょう。緊急時の身元確認、治療等に役に立ちます。

特に、子どもを対象に防災知識の普及・啓発を行うことは、災害時に子どもたちが適切に行動することができるようになるだけでなく、家庭への普及も期待されることから、積極的に防災教育を取り組むことが重要です。

コラム

災害時のペットの救護対策

災害時には、何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者のこころのケアの観点からも重要です。

平成23年の東日本大震災では、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった例が多数生じました。また、飼い主とペットがともに避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例もみられました。

このため、環境省では「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」*を作成し、避難所等におけるペット同行避難者に対する対応事例を掲載していますので、本ガイドラインを参考にしながら、災害時に避難所等でどのようにペットの取扱いをするのかを平常時から検討しておくことが必要です。
※URL : https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2506.html

防災知識普及ポイント

- まず各家庭の防災対策が基本であることを理解してもらう
- 自主防災組織の役割と活動内容を理解してもらう
- 繰り返し継続的に、知識の普及活動に努める
- 市町や消防機関などの講演会や研修に参加する
- チラシやパンフレットの作成や配布
- 災害体験者や、被災地の現地視察などの話を聞く
- 地震体験車による地震の疑似体験、防災ハイキング、町内運動会など、イベントの中で防災について考える機会を作る

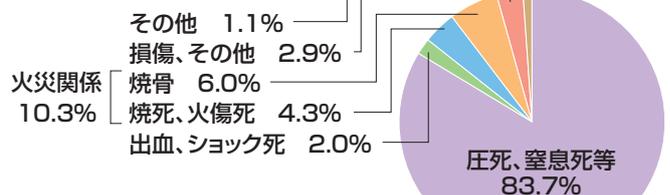
■ 阪神・淡路大震災と東日本大震災の死因別の状況

東日本大震災



(警察庁調べ)

阪神・淡路大震災



(兵庫県警の資料より)

家庭内対策・指導ポイント

家屋の耐震診断と補強

市町においては耐震診断や耐震補強の補助を行っています。

補助制度や耐震診断の仕方等については、各市町に確認ください。



外のブロック塀や塀の上の固定していないプランター等の改善も必要です。

また、木造住宅については、個人の方でも簡単な耐震診断はできます。

※(一財)日本建築防災協会HP参照

食料・飲料水の備蓄

大規模な災害が起きると、輸送活動に大きな支障が生じるため、お金があっても食料品を入手できない状況が考えられます。また、病院自体の被災やけが人が大量に発生することから、けがをしても病院ですぐに治療を受けることもできなくなります。

このため、救援活動が受けられるまでの間、生活できるように、各家庭では、家族構成を考えて食料や水を蓄えるとともに、救急医薬品を準備しておくことが必要です。



通常家庭で保存しているものも活用し、最低7日分の食料と水を確保しよう
(うち3日分は非常用持ち出し)

【持ち出し品リスト】

食料……………3日分

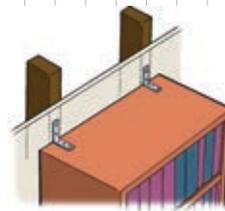
主食：米、乾パン、インスタント食品など
副食：漬物、梅干し、佃煮、缶詰など
調味料：みそ、しょうゆ、塩など

飲料水……………1人につき1日3リットルの水を最低3日分
(その他、多目的に使えるよう風呂に水を入れておく)

救急医薬品…包帯、絆創膏、滅菌ガーゼ、三角巾、体温計、はさみ、ピンセット、傷薬、目薬、解熱剤、かぜ薬、常備薬など

非常持出品…携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、現金、貴重品、衣類、タオル、ティッシュペーパーなど

家具などの転倒・落下防止と避難経路の確保



家具の転倒による被害を防ぐため、タンス、食器棚などの家具は、動かないようあらかじめ固定しておきましょう。冷蔵庫などキャスターがついているものは意外と動きやすいので、

しっかり固定します。倒れた家具は外へ逃げる時の障害にもなりますので、避難通路にはなるべく物を置かないようにしておきましょう。



【ここをチェック☑】

- 寝室、幼児・高齢者・病人のいる部屋に、たくさんの家具を置いていないか。
- 照明器具、額縁、吊り棚の物が落ちてこないか。
- 食器棚などのガラスが割れて中ものが飛び出したり、2段、3段重ねの家具の連結部がはずれて倒れてこないか。
- テレビや人形ケースなどを家具の上に置いていないか。
- バルコニー、ベランダの手すりなど落下しやすいところに、植木鉢を置いていないか。
- 火元の付近に燃えやすいものはないか。
- 避難通路に割れたガラスが飛び散らないか。
- 玄関など外への避難通路が、家具の転倒によりふさがれないか。

家庭内での役割分担を

家族みんなの防災意識を高め、それぞれの役割分担や連絡方法を確認するため、月に1度は家庭で防災会議を開きましょう。定期的な話し合いを積み重ねることで、いざというとき、落ち着いて適切な行動がとれるようになります。



家庭防災会議は次のような点を確認しましょう。

- (1) 地震が起こったときの身の守り方
- (2) 家族がバラバラに離れているときに災害が発生した場合の連絡方法
- (3) 避難場所とそこへ行く道順
- (4) 火の始末、非常持出品など災害時における家庭での役割分担
- (5) 応急手当の仕方

2 避難行動要支援者への配慮

(1) ふだんから避難行動要支援者との交流が大切

避難行動要支援者とは、自分の身に危険が差し迫った場合、警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報を取得する能力、避難そのものの必要性や避難方法等について判断する能力、避難行動を取る上で必要な身体能力の面で、ハンディキャップを持つ人々を総称する概念です。

具体的には、傷病者、身体障がい者、精神障がい者をはじめ、乳幼児や体力的な衰えのある高齢者、日本語の理解が十分でない外国人など、災害が発生した場合、自力による避難が困難で、支援を要する者を避難行動要支援者としてとらえることができます。要支援者といっても、そのハンディの内容や程度は、かなり個人差があります。要支援者の状況を知る福祉ボランティアや介護従事者、社会福祉協議会等と連携しながら、普段から交流し、その人にあった安全対策とケアの体制を確立することが大切です。また、地域の高齢者など、要支援者の生活状況を的確に把握し、日常的にどのような点に配慮すべきかを学んでいくことが、要支援者の防災対策を考える上では大変重要です。なお、プライバシーの部分には、十分気をつけ、配慮を怠らないようにしてください。

(2) 在宅要支援者の家庭内対策

全国社会福祉協議会では、在宅の障がい者等が家庭内で取り組むべき防災対策を、次のようにまとめています。

自主防災組織においても、市町、福祉関係者及び在宅の要支援者自身と協働で、在宅の要支援者の自主防災力向上に向けた対策を講じておきましょう。

A 安全な空間の確保

【共通】

- ① 家具が倒れないように固定する。
- ② 重いものは、押入やタンスの下に入れる。
- ③ 置物などは高いところには置かない。
- ④ ガラスが割れて床に散らばったときのためにスリッパなどを身近に置く。
- ⑤ 避難しやすいように、寝室から玄関までの間には物をできるだけ置かないようにし、脱出ルートを確認しておく。
- ⑥ 壁に筋交いを入れ倒壊しないように補強する。

【視覚障がい】

- ① ガラスなどが飛散して、床が危険になるので室内にスリッパなどを用意する。
- ② ラジオがすぐに利用できるような身近に置いておく。(または携帯ラジオを身につける。)
- ③ 仕事用の施術ベッドを固定しておく。

【聴覚障がい】

- ① 補聴器を枕元に置く。小さいので紛失しないように工夫する。
- ② テレビ等のスイッチがすぐ入れられるようにしておく。
- ③ ファックスを設置しておく。

【肢体不自由】

- ① 居住スペースは、できれば堅牢な建物の1階を選ぶ。
- ② 車いすが通れる幅を常に確保しておく。
- ③ 車いすが倒壊した家具の下敷きにならないように、安全な場所に置く。
- ④ 車いすが使用不能になったときのため、それに代わる杖などを用意しておく。

B 備蓄と非常時用持ち出し品

【共通】

- ① 乾パンなどの食料品、飲料水
- ② 懐中電灯
- ③ 携帯ラジオまたはテレビ
- ④ 乾電池(定期的に取り替えたもの)
- ⑤ 身のまわり品(下着などの衣類、タオル、必要に応じておむつ、生理用品など)
- ⑥ 救急セット
- ⑦ 常備薬
- ⑧ 現金
- ⑨ 雨具
- ⑩ 「緊急連絡カード」(住所、氏名、緊急時の連絡先、かかりつけの医療機関、常備薬の種類などを記載したもの)
- ⑪ 非常用ベル(緊急通報装置)

【視覚障がい(弱視を含む)】

- ① 白杖 ② 糖尿病、緑内障のある人は常備薬

【聴覚障がい(難聴を含む)】

- ① 補聴器と専用電池 ② 携帯ラジオ(文字放送つきが望ましい。)

【脊髄損傷】

- ① 携帯用トイレ

【脳性マヒ】

- ① 携帯用トイレ ② 食事セット

【内部障がい】

- ① ストマ用具(備蓄は、最低10日～30日分が望ましい。)
- ② 洗腸セット(水、ウェットティッシュ、輪ゴム、ビニール袋、はさみ)

【知的障がい】

- ① 常備薬と処方箋
- ② 身のまわり品や食べ物
(こだわりを持っている場合は、それを考慮する。)

【精神障がい】

- ① 緊急連絡カード(かかりつけの医療機関名、薬の種類を忘れずに記載しておく。)



コラム

ヘルプカード・ヘルプマークについて



愛媛県では、障がいのある方等が適切な支援を受けられるようにするため、ヘルプカード・ヘルプマークを導入しています。

ヘルプカードは、聴覚障がいや内部障がいなど、障がいのあることがわかりにくい方や言葉などでうまく意思を伝えることができない方が、具体的な困りごとや手助けしてほしいことを書いて携帯し、災害時や緊急時に周囲の人に支援を求めることができるもので、市町の障がい福祉窓口で配布しています。

また、ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、障がいのあることがわかりにくい方が、鞆等につけることで、外見から支援や配慮が必要なことがわかり、公共交通機関で席を譲ってもらったり、困っているときに「何かお手伝いしましょうか?」と声掛けをもらうなどの支援を受けやすくするもので、県及び市町の障がい福祉窓口で配布しています。



C 避難場所の確保

【共通】

- ① 平常時に自分の住む地域の指定された避難場所を確認しておく。
- ② 平常時に避難場所を確認し、実際に歩いて行ってみる。



D 情報の確保

【共通】

○日頃から入手しておく情報

- ① 市町の広報紙や福祉団体からの機関誌等によって、どこに連絡すればどのような情報が得られるか確認しておく。
(地方公共団体の広報紙について、点字、録音などのものが必要な場合は、市町に連絡すること。)
- ② 必要な連絡先は、災害時に紛失しないように壁に貼ったり、ノートに整理しておく。
- ③ 障がい関係団体に加入するなど障がいのある人どうしのコミュニケーションネットワークをつくっておく。

○障がいのある人自身からのアピールのために

- ① 緊急時に、知らせてもらえる人(安否を確認してくれる人)を確保しておく。
- ② 市町の福祉関係、かかりつけの医療機関、保健所等の相談窓口への連絡方法を確認しておく。
- ③ 障がい関係団体との連絡体制を確保しておく。
- ④ 助けを求める方法を確認しておく。

【視覚障がい】

- ① 携帯ラジオを常に携帯しておく。
- ② まわりの状況を知らせてくれる人を確保しておく。

【聴覚障がい】

- ① 警察、消防、病院、行政、障がい関係団体との連絡に必要なファックス番号を確認しておく。
- ② 救護のサインを練習しておく。
- ③ 手話通訳のできる人を確保しておく。

【肢体不自由】

- ① 緊急時の介護者を確保しておく。

【内部障がい】

- ① かかりつけの医療機関、常用している薬品名を確認しておく。
- ② 人工透析を行っている場合、かかりつけ以外の医療機関への連絡方法を確保しておく。
- ③ ストマ装具のメーカー、販売店の連絡先を確認しておく。
家族にも同様の連絡先を知らせておく。また、処理方法を家族にも教えておく。

【知的障がい】

- ① パニックになって飛び出し、迷子になった場合に連絡してもらえよう、名札を身につけておく。

【精神障がい】

- ① かかりつけの医療機関、常用している薬品名を確認しておく。
- ② 保健所や作業所等の連絡先を確認しておく。

「社会福祉関係災害対策要綱」

発行：社会福祉法人全国社会福祉協議会
作成：社会福祉関係災害対策検討委員会
発行日：平成8年3月31日

E 近隣・地域社会とのつながりを強める

【共通】

- ① 近隣の人々に「障がいのある人」であることを理解してもらい、社会の一員として受け入れてもらう。
- ② 以下のような留意点があること理解してもらう。

【視覚障がい】

- 情報に不自由し、行動にも不自由すること。
- 周囲の環境が変化すると、一人では行動できなくなること。

【聴覚障がい】

- 口話、手話、筆談でコミュニケーションができること。

【重症心身障がい】

- できれば、本人と関係を持っている医療機関、福祉機関を知ってもらうこと。

【知的障がい】

- 精神的に不安になる場合があること。
- 他人への配慮が得意ではないこと。
- 特定のものにこだわりをもつ場合があること。

【精神障がい】

- 必要な場合には、保健所、福祉事務所、医療機関などの、通常本人と接触しているスタッフに、連絡をとってもらうことも必要なこと。
- ③ 地域活動へ積極的に参加する。
 - 町内会の行事に参加する。
 - 自主防災組織が行う防災訓練に積極的に参加する。
 - 地域の社会福祉協議会やボランティア団体と交流し、顔見知りとなっておく。
 - 地域の障がいのある人を担当する相談員を知っておく。

コラム

高齢者を襲った悲劇

死者の内、60歳以上の割合は、阪神・淡路大震災では54.1%、東日本大震災では66.1%と、被災者の大半は高齢者でした。阪神・淡路大震災では、足腰が弱った高齢者の多くは1階で寝起きしていたことによる家屋倒壊によるものや、東日本大震災では、高齢化率の高い地域を津波がおそったことにより犠牲者が多かったと推測されます。

更に、長期にわたった避難生活等は、体力的に弱い高齢者にとっては過酷なもので、東日本大震災の震災関連死の内66歳以上の割合は89.1%と大半を占めています。

■高齢者の死者の割合

区分		全体(人)	内、高齢者(人)	割合
阪神・淡路大震災(直接死) ※厚生省調べ		5,488	2,970 (60歳以上)	54.1%
東日本大震災	直接死 ※警察庁調べ	15,681	10,360 (//)	66.1%
	関連死 ※復興庁調べ	2,916	2,599 (66歳以上)	89.1%

また、東日本大震災では、高齢者や障がい者等逃げ遅れた人を助けるため、多くの消防団員や自主防災組織の役員が犠牲になりました。地震・津波が比較的多く、備えのあった東北地方でも、実際には迅速な避難行動が出来ず、このような悲劇が起きました。

高齢化率の高い愛媛県においても防災における高齢者対策は、重要な課題となっています。最悪の事態に備えて、日頃から、要支援者の対応を考えておく必要があります。

3 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の目的

実際に災害に直面したとき、とっさに適切な行動をとるのは難しいものです。万が一の事態に遭遇しても落ち着いて行動できるよう、日頃から繰り返し、十分な訓練を積んでおくことが必要です。自主防災組織では、定期的にさまざまな訓練を行い、より多くの人に参加を呼びかけましょう。

(2) 訓練の成果をあげるために

どんなに防災訓練をしても、発生した災害に役立たなければ単なる無駄に終わってしまいます。「災害発生時に役立つか」「防災知識が身につくか」という2つにポイントを絞って、防災訓練を実施することが大切です。

① 訓練計画を立て計画的な訓練を実施

防災訓練の成果を上げるためには、決められた時間内で効果的な訓練を行うことが必要です。まず、訓練の目的や実施要領を明らかにして、実施計画を立ててみましょう。市町の防災訓練担当者に相談するのも有効です。

② 関連機関との調整

訓練の実施計画ができれば、早い段階で防災関係機関に内容の確認・検討と協力を依頼します。また、訓練の会場を確保したら、市町の防災担当や防災関係機関に早めに届け出るようにしましょう。届け出の内容は訓練の開催日時、責任者、訓練内容と訓練会場、目的や参加予定人数などです。

消火訓練や救出救助訓練などは、危険が伴いますので、必ず消防機関との綿密な打合わせが必要です。訓練予定日直前には、再度確認しておくことも、忘れないようにしましょう。

③ 地域の特性に応じた訓練の実施

地域によって、津波の危険性が高かったり、土砂崩れの恐れがあったりと災害の危険性は異なります。防災訓練は、地域の特性を考慮した内容で行うとよいでしょう。



● 海岸に隣接した地域

津波を想定した訓練、海水浴客も加えた訓練

● 河川に隣接した地域

河川の氾濫を想定した訓練

● 急傾斜地に隣接した地域

がけ崩れを想定した訓練

● 住宅密集地

延焼火災を想定した訓練

● 観光地

観光施設利用者を加えた訓練

● 社会福祉施設に隣接した地域

社会福祉施設入所者を加えた訓練

● 事業所と住宅地が混在した地域

事業所と住民との合同訓練



自主防災組織に対する教育訓練機会の提供について

国および地方公共団体は、自主防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、自主防災組織の構成員に対し、教育訓練を受ける機会を提供するように、消防組織法第52条第2項に規定されています。

これは、大規模災害時における住民の「自助」「共助」の活動の推進を図るため、行政の側に努力義務を課したものです。

④ 訓練実施日の周知徹底や訓練内容に変化をつける

訓練日時は、回覧板、ポスター、チラシなどを利用して、訓練の実施をすべての住民に、周知徹底します。また、いつも同じような日時に設定すると、同じ人しか参加できません。休日や夜間など、多くの人が参加できる日時も積極的に取り入れましょう。

訓練内容も、いつも同じでは参加者が減少します。毎回テーマや年代層を絞って、変化に富んだ訓練を実施します。女性だけや高齢者と子どもを対象とした避難訓練、高校生などによる情報伝達訓練、地域の災害を想定したイメージトレーニングなど、マンネリにならないよう工夫してください。

⑤ 興味をもって参加し、楽しめる訓練

防災訓練は、自主防災組織の活動や各種資機材の操作方法を地域住民に理解してもらう大切な機会です。しかし、住民にとっては、何となく堅苦しく参加しにくいイメージがあります。少しでも参加しやすくなるように、イベント的な要素を取り入れることが重要です。

● 訓練例

- 泊2日のテント生活体験
- バケツリレー競走
- 担架競争
- 起震車体験
- AED体験
- 防災クイズ など



コラム お祭りは防災訓練そのもの!?

お祭りと防災とは全く結びつかないように思えますが、お祭りはまさに防災訓練そのものです。

例えば、お祭りでは本部としてテントを立てますが、これは災害時の仮設本部の設営訓練にあたります。テントを立てるときには、倉庫から骨組みをリヤカーで運ぶので、物資運搬訓練にもなります。夜になると、発電機を回して明かりを点けます。ここで発電機の使い方を学び、きちんと発電機が稼働するかどうかのメンテナンスをすることになります。また、焼きそばや焼き鳥の屋台を出す場合は、大きなポリ容器で水を運んだり、食材を運んで加工したりします。これはまさに炊き出し訓練です。

さらに注目したいのは、お祭りには、男性も女性も、老いも若きも、さらに子どもたちも自らすすんで参加します。これほど多くの地域住民が参加する行事はないのではないのでしょうか。

このようにお祭りをきちんとすることは、地域の防災訓練につながっているのです。

⑥避難行動要支援者が参加しやすい工夫

東日本大震災では、犠牲者の過半数は高齢者が占め、障がい者も健常者の2倍程度に上ったことが推計されました。災害時には、高齢者や障がい者など、避難時に支援を必要とされる「避難行動要支援者」の対策が重要な課題となっています。

要支援者対策を進めていく出発点は、日常的な安全対策やケア対策そのものにあります。非常時だけを対象にした活動を考えても、実際の災害時に有効に働きません。

地域の高齢者などの要支援者の生活状況を的確に把握し、日常的にどのような点に配慮すべきかを学んでいくことが、要支援者の防災対策を考える上では大変重要です。まずは、要支援者の身になって地域の防災環境を点検してみましょう。車椅子でも避難路を通れるか、放置自転車などの障害物がないか、外国人にもわかるような標識が出ているか、耳や目の不自由な人への警報や避難勧告の伝達方法が用意されているか、といった内容をチェックしましょう。

また、日頃から積極的に、要支援者とコミュニケーションをはかり、防災訓練にも積極的に参加してもらうようこころがけましょう。実際の訓練には、障がいのある人などを講師に招いて、障がいの特性に応じた救出・救護法を修得していきましょう。その場合、できるだけ、火災や家屋倒壊など、仮想災害のもとで救出訓練をすると効果的です。

このように、防災訓練の際に、障がい体験プログラムを取り入れると、参加者の避難行動要支援者に対する理解が深まります。

障がい体験のプログラム例

- 目隠しをして町内を歩いてみる。
- 聴覚障がいのある人のコミュニケーション（初歩の手話、筆談）を体験してみる。
- 車いすで町内、駅、市町庁舎などを移動してみる。
- 補助具などの重い負荷をつけて歩いてみる。



(3) 事故防止

訓練中の事故を防ぐため、次の点に注意してください。

①危険を伴う訓練は、必ず専門家の指導を受けましょう

消火訓練、救出・救助訓練は、必ず消防署員などの専門家の指導を受けましょう。

②事前に十分な説明をします

訓練前には必ず参加者に注意を促し、訓練で使用する資機材の操作方法や危険性について、十分な説明を行いましょ。

③服装は訓練に適したものを着用します

軍手、ヘルメット（防災ズキン）なども、必要に応じて身につけましょ。

④訓練中に事故が発生した場合は、適切な処置をします

訓練中は整理・整頓を心がけ、事故防止には万全の注意を払いましょ。万が一事故が発生した場合、ケガ人の救護を最優先にして適切な措置を行いましょ。

コラム 地震の揺れを体験してみよう!

愛媛県では、地震防災対策の啓発および訓練の一環として、地震体験車の無料貸出を行っています。

地域の防災訓練等で貸出を希望する場合は、最寄りの消防署もしくは、市町の防災担当者に相談してください。

■地震体験車の貸出条件

- 貸出対象者：市町長または消防長
- 申請〆切：貸出希望日の30日前まで
- 貸出期間：約5日間（無料）



(4) 防災訓練災害補償制度の適用について

市町又は消防機関では、防災訓練での事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度に加入しています。防災訓練を実施する前に、担当窓口で補償の条件や内容等を確認しておきましょ。

■補償の種類・限度額

損害賠償死亡一時金	5,000万円
損害賠償傷害一時金（等級に応じ）	5,000万円
災害補償死亡一時金	700万円
災害補償後遺傷害一時金（等級に応じ）	700万円
入院療養補償（90日まで）	3,500円×日
通院療養補償（90日まで）	2,500円×日
休業補償（90日まで）	3,000円×日

(5) 各種防災訓練

防災訓練で代表的なものは「A情報収集・伝達訓練→P20」「B消火訓練→P20」「C避難訓練→P20」「D避難所開設・運営訓練→P21」「E給食・給水訓練→P21」「F救出・救護訓練→P21」の6つです。どの訓練も欠かすことのできない、そして複合的に機能することで、被害を食い止めるための重要な訓練です。

大地震が発生した時、自分たちの地域でどんな災害が発生する可能性があるのか、積極的にイメージトレーニングにも取り組み、いざという時に落ち着いて行動できるようにしておきましょ。

コラム 防災活動での住民意識と現実のズレ

防災対策の基本は「自助・共助・公助」がうまくかみあうことだといわれています。その中でも重要なのは自助であり、それぞれの割合は「自助：共助：公助=7：2：1」であると考えられています。しかし、住民の多くは、公助が7割で、自助は1割だと思っているのが現実です。

まずは、住民一人ひとりが、防災体制の基本は「自分の命は自分で守る=自助」であることをしっかり理解した上で、「地域の安全はみんなで守る=共助」に繋げていくことが重要です。

また、地域の防災活動の三原則は、①楽しく参加できること、②政治色・宗教色抜きであること、③活動目標・内容が明確適切であること、といわれています。住民が楽しみながら、防災意識を高めていける環境づくりを進めていしましょ。

代表的な防災訓練

A 情報収集・伝達訓練

災害発生直後、住民は恐怖と不安の中で情報を求めています。また、市町も地域の情報を求めています。不確かな情報やデマで住民が混乱しないように、いち早く地域の情報を収集し、正確な情報を伝える方法を訓練しておきましょう。

情報収集訓練の流れ

地域の避難状況、災害に伴う被害状況（死傷者、建物、交通等の破損の程度）、火災発生状況、生活情報等を収集し、正確・迅速に市町対策本部に報告する手順を訓練します。

1 情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す同時に、住民から直接報告のあった被害状況を確認する

2 情報班員は、現場で地域住民から被災状況を収集する（情報班員は、「いつ、何（誰）が、どこで、どうして、どのように」になっているかをメモにとる）

3 地域住民は、地域の状況を情報班員に伝達する（不正確な伝達は、かえって混乱をきたす要因となるので、口頭での伝達は避ける）

4 情報班員は、情報班長へ収集した情報を伝える

5 情報班長は、この情報を記録、整理して市町対策本部に電話等で報告する

情報収集訓練のポイント

- ① 時機に適した報告…詳しい状況がすぐに分からない場合、第1報では概要のみを速やかに報告し、第2報以降に、確認した情報を報告するなど、時機に応じた報告が重要。（バイク団体などの協力があると効果的）
- ② 事実の確認…災害時にはデマや噂が流れがちになる。情報はできるだけ確認すること。
- ③ 情報の一元化…市町対策本部等に報告する場合には、自主防災組織で報告担当者を決めておき、互いに矛盾する報告がないようチェックする体制を敷く。
- ④ 定期的な報告…「異常なし」も重要な報告。
- ⑤ 通信機器に慣れる…無線などの使用方法をマスターする。通話は簡潔に。（アマチュア無線団体などの協力があると効果的）

情報伝達訓練の流れ

市町対策本部などの防災関係機関からの情報や指示事項、ラジオやテレビから得た情報を正確・迅速に住民に伝達する手順を訓練します。

1 市町対策本部は、自主防災組織本部に口頭等で情報を示す

同報無線・サイレン・有線放送・半鐘などで伝達

2 自主防災組織本部の情報班長は、わかりやすいよう伝達文にして伝達にあたる情報班員にわたす（口頭だけでなくメモも渡して正確な情報を伝える）

3 情報班員は、地域分担して巡察し、拡声器などで伝達する（口頭だけでなく、チラシや掲示板なども利用する）

情報伝達訓練のポイント

- ① 伝達は難しい言葉は避け、簡単な言葉で
- ② 口頭だけでなくメモ程度の文書も渡す
- ③ 情報を正確に伝達するため、受信者に内容を復唱させる
- ④ デマや噂には数字がからむことが多い。数字の伝達には特に注意
- ⑤ 各世帯への情報伝達を正確かつ効率的に行えるよう、あらかじめ町内の伝達経路を定めておく
- ⑥ 視聴覚等に障害のある人、日本語が不自由な外国人への情報の伝達には十分配慮する

コラム 「地震だ! 火を消せ」はまちがい?

1923年の関東大震災で、約14万人もの人命が火災等で奪われた苦い経験から「地震だ! 火を消せ」が、長い間、日本の地震防災の合い言葉でした。しかし、阪神大震災以降は、揺れの最中に調理中のガスコンロに近づくと、かえって大やけどなどの危険性が高いことから「地震だ! 揺れが収まってから火を消せ」が正しい防火対策となっています。



B 消火訓練

消火器、バケツ、可搬式動力ポンプなどの消火用資機材の使用方法や、消火技術を習得します。火災から身を守る方法などについても学びます。



C 避難訓練

突然災害が起こっても、すばやく安全に避難できるように、避難経路や避難所などを、地域住民一人ひとりに周知します。その際、避難時の携行品や服装などについても指導します。また、リーダーとしての誘導方法や、一人で避難することが困難な避難行動要支援者への手助けの方法なども習得します。

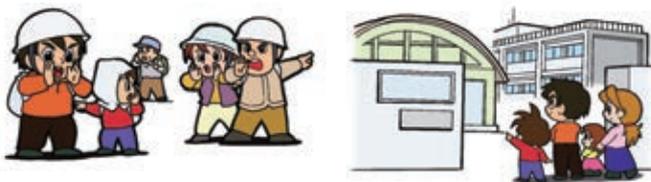
突然発災時の避難訓練の流れ

地域の避難状況、災害に伴う被害状況（死傷者、建物、交通等の破損の程度）、火災発生状況、生活情報等を収集し、正確・迅速に市町対策本部に報告する手順を訓練します。

- 1 情報班により地域住民に「〇〇による避難勧告」などを伝達
- 2 避難にあたっては、火災発生防止の処置を行うとともに、安全な服装で当座の生活必需品を携行して避難所に集合する
- 3 避難所の人数をすばやく確認する
行方不明者がいる場合は、手分けをして安否を確認する

避難訓練のポイント

- ①情報班による避難勧告などの伝達
- ②避難者の人数、避難行動要支援者の状況を把握
- ③避難所への避難のためのグループを作り、誘導員、情報員などの役割分担を示す
- ④リーダーは避難所、避難経路を適切に選び伝達する
- ⑤避難行動要支援者を中心にして、避難者がはぐれないようロープなどにつかまって避難する
- ⑥避難途中も、ラジオなどから災害情報を入手する
- ⑦避難所へ到着したら、出発時に確認した人数が揃っているか確認する
- ⑧避難訓練は、夜間にも行ってみましょう



D 避難所開設・運営訓練

避難所の運営については、災害時に秩序ある運営が図られるよう、施設管理者である学校などと、運営を担う市町及び自主防災組織が十分連携して行う必要があり、避難所の運営計画に基づき、災害ボランティアの参画や協力を得て、避難所の運営訓練をします。

コラム

避難所でのコミュニケーション

災害時の外国人住民・旅行者などへの支援として「コミュニケーション支援ボード」や「災害時多言語シート」などを準備することも大切です。

- コミュニケーション支援ボード
<https://www.my-kokoro.jp/communication-board/>
- 災害時多言語シート <http://dis.clair.or.jp>



E 給食・給水訓練

災害時は、救助物資の不足による混乱が予想されます。救援物資を必要とする人の人数を町内会等の班別に集約し、各班のリーダーが公平に救援物資を入手できる給食・給水システムを確立しておきましょう。

- 1 給食・給水班を構成する
- 2 テントを張り、テーブルを用意
- 3 釜や飯ごう、大鍋などを使用して、おにぎりやみそ汁などの炊き出しを行う（被災後の衛生状況が悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄をしっかりと行う）

給食・給水活動のポイント

- ①各班のリーダーは、常に班の人数を把握し、避難本部に報告する
- ②公的機関からなどの救援物資の配給計画を立てる
 - 救援物資の受け入れと配給をスムーズに行えるよう、配給計画を作成する
 - 町内会などの班単位の代表者に配給し、混乱を防ぐ
- ③給水拠点や給水方法を決めておく
 - 事前に給水車による給水拠点を決めておく
 - 給水車からの給水方法を訓練しておく
 - 地域内で井戸などの飲料水を確保できる場所を調査しておく

F 救出・救護訓練

はしご、ロープ、バールなどの救出用資機材の使用法や家屋の倒壊、落下物によるケガ人の救護活動などを学びます。応急手当の方法などについても習得します。



コラム

避難所での避難行動要支援者支援体制

避難行動要支援者に対する避難所でのサポート体制を事前に確立しておくことは、避難所の適切な運営に欠かせません。

- 要支援者のハンディキャップに十分配慮した的確な情報の提供を行う
- 要支援者は、被災直後の対応がまずいと健康状態が悪化しやすいので、身体介護などケア体制を確立しておく。介護は原則的に家族で行うが、介護を行う家族がない場合は、予め要支援者台帳（→P45参照）に登録しておく
- 介護者が不足する場合は、各自主防災組織の人材台帳（→P43参照）を活用し、看護師等の適任者に交代で介護を依頼する。また、手話、ガイドヘルパーなどの受け入れにも配慮する

4 地域の災害危険箇所の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切です。

そのため、主に次のような視点から、地域の危険箇所について把握するとよいでしょう。

地域の危険箇所把握の視点

- 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行いましょ。
 - 地域の実態に即した消防活動、避難行動要支援者に配慮した避難誘導等の対応策について十分理解しておきましょう。
 - 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておくといでしょう。
 - 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用しましょう。
 - 市町等が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておくといでしょう。
- こうして把握した危険箇所は、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待されます。そのため、地域住民の参加を促すために、地域内を実際に歩いてみるイベントを行うほか、こうした行動の結果を防災マップづくりにつなげてみるのもよいでしょう。

5 避難所の開設・運営等に向けての準備

避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらに災害の規模や被害状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものです。

しかし、東日本大震災では、水、食糧、トイレ等は不十分で、狭い空間での生活によって、多くの避難者が体調を崩すおそれと隣り合わせの生活でした。避難所における「生活の質」を確保するためにも、避難所の設置後、速やかに施設管理者や市町職員による運営から避難者による自主的な運営に移行することが必要です。なお、避難所で提供する主な生活支援には、下記の表のようなものがあり、平常時から、自主防災組織等の地域住民を主体とする避難所の運営体制を構築し、避難者、地域住民、市町職員の役割分担を明確化することが必要です。

また、避難所の運営を進めるにあたっては、多様な主体が責任者として加わり、様々なニーズに関する意見を反映させることが重要であるとともに、個々の事情により在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた人たちも支援の対象とすることが必要です。

避難所の機能・役割

分野・項目		避難所の機能	考慮すべき事項
安全・生活等	安全の確保	災害発生の直前又は直後において、安全な施設に、迅速かつ確実に避難者を受け入れ、避難者の生命・身体を守る。	
	食糧・生活物資の提供	食糧や飲料水の供給、被服・寝具等を提供する。	必要な物資等が均等にいきわたるよう配慮する。
	生活場所の提供	家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、生活の場を提供する。	季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等が必要となる。
保健、医療衛生	健康の確保	避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供する。	避難の長期化に伴い、心のケア等が重要となる。
	トイレ等の衛生的な環境の提供	避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する。	避難者の生活が続く限り継続していく必要がある。
情報、コミュニティ	情報の提供・交換・収集	避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行う。避難者の安否や被災状況要望等に関する情報を収集し行政等外部へ発信する。	時間の経過とともに必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要がある。
	コミュニティの維持・形成	避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する。	コミュニティの維持・形成は、避難の長期化とともに重要性が高まるため、避難所のルールや良好な関係を維持できるよう調整に努める。

災害種別や避難情報を示す図記号



防災マップの例



避難勧告等が発令されたら

立退き避難が必要な居住者等に求める行動	
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。

※1 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所(建物等)
 ※2 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動
 注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。
 資料:内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月)

防災情報提供のイメージ

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等(市町村)	防災気象情報・水位情報等(気象庁、国土交通省、都道府県)
(洪水・土砂災害) 警戒レベル5	既に災害が発生しており、命を守るための最善の行動	行動を促す情報 災害の発生(出来る範囲で発表)	自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(市町村の避難勧告等の発令に資する情報)
(洪水・土砂災害) 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに立退き避難等 直ちに命を守る行動(事態が切迫している場合等) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示(緊急) 避難勧告 	<ul style="list-style-type: none"> 指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、警報、危険度分布等 住民の自発的な避難に資する情報を公表 気象庁と施設管理者等が連携し、避難情報のレベルごとに、発令に資する情報を市町村へプッシュ情報を基本として提供
(洪水・土砂災害) 警戒レベル3	高齢者等は立退き避難 その他の者は立退き避難準備等	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始 	行動を促す情報
(洪水・土砂災害) 警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認 避難情報の把握手段の確認、注意等 		注意報
(洪水・土砂災害) 警戒レベル1	災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意等 		警報級の可能性

資料:内閣府「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」

6 協働による自主防災組織の活性化

大規模な災害が発生すると、一地域の自主防災組織だけで対応することは困難です。近隣の自主防災組織と、相互に情報を交換したり、助け合う協力体制が必要となってきます。そのため、普段から近隣の自主防災組織や、地域の防災機関、災害ボランティア等と連携を取ることで、いざという時、一体となって防災活動を行うことが可能になります。

消防団とは

日頃から火災予防や初期消火活動を行っている消防団は、災害時には自主防災組織にとって最も頼れる存在です。消火訓練はもちろん、救出・救護や避難所での活動においても、消防団と密接な連携をとることが必要です。

- 消防団の放水訓練
- 可搬ポンプの使用方法などの指導
- 消防団の保有する資機材情報の提供
- 災害時の救出・救護、誘導などの協力

学校(教員)とは

学校の多くは避難所となっており、学校の教職員も避難所の運営に関わります。実際に避難した際に混乱しないよう、近隣の自主防災組織とも一緒に、避難所の設置や運営について話し合っておきましょう。

- 避難所運営についての体制の確立
- 学校施設の状況や保有する資機材の確認

近隣の自主防災組織とは

災害時、避難所が一緒になる場合があります。日頃からコミュニケーションをとり、災害時に混乱が起これないようにすることが重要です。定期的な会合の計画を立て、共通の認識が持てるように心がけてください。

- 近隣自主防災組織との定期的な会合
- 災害時の応援協力体制の確立
- 合同訓練(講演会等の催し物)の開催
- 避難所の運営体制の構築(分担)→避難生活計画書の作成
- 保有する資機材情報の提供

地域の事業所とは

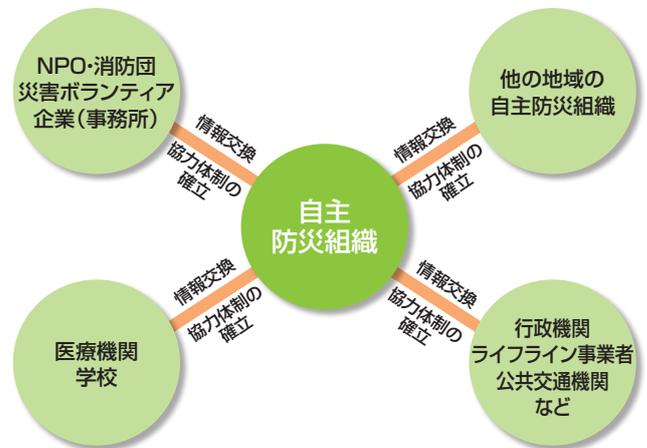
平日の昼間発生した場合など、地域の事業所が保有する資機材の提供や、従業員による救出・救護活動への協力が得られれば非常に役立ちます。地域内にどんな事業所があるかを把握し、定期的な防災訓練への参加を呼びかけたり、事業所が実施する防災訓練への協力をするなど、日頃から密接な連携をとっておきましょう。

- 災害時(訓練時)の協力体制の構築
- 防災訓練への呼びかけ
- 救出・救護、災害弱者の避難などへの従業員の協力
- 避難行動要支援者の避難場所としての施設の開放
- 外国人労働者への防災知識の普及

その他の人材・団体とは

地域内には、NPOや災害ボランティアをはじめ、婦人防火クラブや青年団、日赤奉仕団、医療機関(医師)など、防災活動に携わることが可能な人材や団体が存在します。このような団体とも連携をとり、協力体制を確立しておきましょう。

- 炊き出し訓練などへの協力
- 避難行動要支援者への援護
- ボランティアの受け入れ調整



災害ボランティアと 自主防災組織の連携のポイント

災害ボランティアの活動は、他の公的な活動では実現しにくいきめ細かな対応ができることに持ち味があり、災害発生後の被災地の状況にあった活動が期待されています。

ただ、受け入れ側となる被災地としては、全国から集まった土地勘のない災害ボランティアに対して、的確に作業等を依頼・指示する必要があります。

災害ボランティアが気持ちよく活動し、また被災地が気持ちよく災害ボランティアを受け入れるためには、地域の事情に詳しい自主防災組織が、災害ボランティアの情報を被災者に周知し、また被災者のニーズをとりまとめる役割を果たすことが求められています。

そのためには、日頃から、災害ボランティアを受け入れる際、どのようなニーズが地域に見込まれるか、またどのようにして地域に求められる人材(マンパワー)に関する情報を収集するかについて検討し、地域の災害ボランティアコーディネーターと災害時の連携について、事前に確認、調整を図っておくことが重要です。

災害ボランティア活動への対応ポイント

- 災害状況を説明し、災害ボランティアの受け入れ内容を協議する
- 地域内の救護ニーズをとりまとめる
- 災害ボランティアの活動に立ち会う
- できるだけ具体的に作業を依頼する

7 先進的な自主防災組織が抱える課題

すでに活動をしている自主防災組織では、下記のとおり、組織運営、活動上のさまざまな問題を抱えていることが報告されています。

これらを改善するには、住民が自主的に防災意識を高め、活動に参加できるような体制づくりが必要です。また、その活動を担う人の熱意と行動力が、大きな力ぎを握っているのも事実です。自治体・地域が一体となって、育成事業に力を注ぎ、適切なリーダーを選ぶことが重要です。



コラム

自主防災組織のリーダーに求められる資質

自主防災活動の活性化には、リーダーの資質と熱意に負うところが大きいため、リーダーには、地域の多くの意見をまとめる見識、能力があり、かつ防災に積極的な関心のある人が理想的です。

具体的には、「行動力がある」「地域において人望が厚い」「多数意見を取りまとめ、また、少数意見を尊重できる」ことが要件としてあげられます。

さらに、災害発生直後の混乱した状況において、消火・援助等を進めていくうえでは、「非常時の現場の状況をともしきる力がある」「他人に声をかけ、活動に参加させる力がある」「消火、援助、避難誘導、安否確認などに関する知識や知恵がある」ことも、リーダーに求められます。

こうしたリーダーは、地域に何人いてもよいので、例えばお祭りなどのイベントの機会を利用して、地域の世話好きな人を見つけ、交流を図りながら、潜在的にリーダーたり得る人物を発掘し、協力し合う関係づくりも重要です。

【自主防災組織の組織運営、活動上の諸問題】

環境条件

結成動機と組織維持の困難さ

行政の強い勧めや町内会・自治会役員の決定によって結成されるなど、必ずしも住民の自発的動機によるものでないため、活動に対する住民の関心が低調で人材の確保も難しくなり、組織の維持自体が危機的となる。

町内会・自治会への依存体質と防災活動の相対的低調さ

町内会・自治会が母体となっていることで、防災活動は、町内会・自治会活動の沢山の活動のうちの一つとなり、しかも、他の行事と比べマイナーな活動になってしまう。また、町内会・自治会との組織的重複が、役員の過剰負担や役割分担・情報伝達ルートの混乱の原因ともなっている。

情報入手・情報確認の限界

自主防災組織は、情報入手手段や入手した情報の真偽確認の手段が限定されているため、流言防止や早期避難という面で大きな役割を期待されているながら、これを十分果たすことができない。

他組織との接触の少なさ

他地域の自主防災組織や地域内の多様な住民組織、自衛消防組織、警察や学校など、他組織との接触が少ないため、刺激や情報が入らず、活動方法や内容がマンネリ化してしまっており、新鮮味が欠け、そのことが住民の参加をさらに低調なものとしている。

資源問題

人的資源の問題

役員の高齢化、役員の任期交代に伴う活動の継続性の欠如や積極性の低下、役員の引き受け手、すなわち、リーダーの不足などの問題

物的資源の問題

資金不足、資機材不足、資機材の老朽化に伴う整備やレベルアップのための資機材切り替えの難しさ、補助金制度の改善などの問題

活動上の問題

平常時の問題

活動のマンネリ化、活動計画の不備、組織拠点の問題など

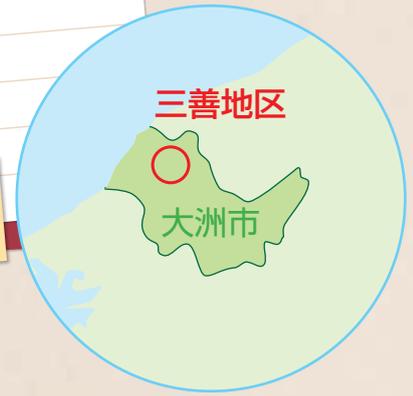
発災時の問題

情報伝達の限界、初動体制や応急活動における限界、避難行動要支援者対策の難しさなど

愛媛県内での活動事例

愛媛県内で活発に活動している
自主防災組織の活動事例を紹介します。

みよし
三善地区自主防災組織
平成28年度「災害・避難カード作成事業」モデル地区



【組織&地区データ】(平成30年12月末現在)

本部長：祖母井玄
結成日：平成18年2月10日
所属組織：三善地区自主防災組織
面積：11.13km²
世帯数：398世帯
人口：873人

■三善地区の現状および西日本豪雨災害の状況

田畑が広がる大洲市三善地区は、肱川と矢落川の合流地点の下流域に位置し、地区のほぼ中央を肱川が流れています。昔からたびたび水害が発生しており、地区内の川はほとんどが土石流警戒溪流に指定されているほか、山側には土砂災害警戒区域が複数あります。近年では平成16年・17年に住宅浸水・農地冠水が、平成25年に農地冠水が発生しました。

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害では肱川が氾濫し、三善地区の浸水想定区域も水に浸かりました。場所によっては床上1m35cmまで水が上がってきた家もありました。昭和18年の水害の経験から、指定避難所の三善公民館も浸水する可能性があったため、公民館に避難していた約60人は、いち早く高台の施設へと移動しました。

結果として、公民館は被災を免れましたが、過去の経験を生かした早めの避難行動をとることができました。



当日の様子

■「災害・避難カード」のモデル地区に選定

三善地区は内閣府の「災害・避難カード作成事業」の平成28年度のモデル地区に選ばれました。当事業に応募するために、約1年間かけて「三善地区防災計画書」を作成。モデル地区選定後は、「災害・避難カード」の作成を目指し、地域住民を対象にしたワークショップを3回開催。各地域のリーダーをはじめ、防災に関心のある人は誰でも参加できるようにしたため、毎回80人を超える住民が集まりました。

【ワークショップの開催日と主な内容】

- 第1回／平成28年8月28日
災害リスクや災害時の行動などに関する意見交換
- 第2回／平成28年11月20日
避難計画づくりと「災害・避難カード」の仮作成
- 第3回／平成29年1月29日
仮作成した「災害・避難カード」を使った避難訓練

三善地区の取り組み事例

■“上から目線”を“地区目線”へ変更した計画書

昔から水害に悩まされていた住民は防災に対する意識が高く、以前から地区独自の防災計画書を作成していました。しかし内容は国土交通省や県などが提供する情報をまとめただけのいわゆる“上から目線”の防災計画書でした。そこで、地域住民の意見を反映した防災計画書の作成に着手。各地区総代や歴代自治会長、消防団員、老人会役員、民生委員など地区の事情に精通した人たちが中心となり、約1年間かけて「三善地区防災計画」(平成27年8月作成)を完成させました。

■地区住民独自の視点で作った「災害・避難カード」

「災害・避難カード」には、水害と土砂災害時の避難場所などを確認するハザードマップ「わたしの避難行動」と、名前や緊急連絡先を記した個人情報カード「わたしの情報」の2つがあります。

このうちハザードマップは、三善地区内の17地域それぞれのマップで作成しています。マップ内に示されている浸水想定区域は、過去最大とされている昭和18年の水害をベースに、概ね100年に1回程度の頻度で起こる大雨に相当する、肱川流域の2日間総雨量340mmを想定しています。

また地域内の独居老人や障がい者など、避難時に「気にかける人」を書き込むようになっています。



ワークショップの様子



ハザードマップ
「わたしの避難行動」

■17地域全戸の代表者に対し、説明会を実施

3回のワークショップを経て「災害・避難カード」のベースが完成した後、三善地区内の17地域ごとに「災害・避難カード」の住民説明会を実施しました。地域内の全戸の代表者が出席できる日程を調整した上で、カード作成の経緯や記入のポイントなどを説明。また、地域内の、避難時に「気にかける人」の名前を出し合って「災害・避難カード」に書き込みをしてもらいました。17地域すべての住民説明会を終えるまでに3カ月を要しましたが、住民の防災意識が一層高まったことで西日本豪雨災害では一人の犠牲者も出さず、スムーズな避難ができました。

■専任の防災対策本部長を任命

自主防災組織では、自治会長などが防災対策本部長を兼務するケースが散見されますが、三善地区では本部長を専任にしています。平常時であれば兼務でも支障はありませんが、災害発生時を考えた場合、陣頭指揮に専念できる人材を確保することが地域の安全確保につながると考えたからです。

また専任となった本部長は責任感が芽生え、地域防災に真摯に取り組むことで人間的な成長が期待できます。地域で人材を育成することで、将来的な防災力強化につなげています。

■独自の財源を確保

三善自治会では、自治会活動の財源を確保するために、古紙とアルミ缶の回収を実施しており、月に1万円ほどの収入を得ています。この一部が自主防災組織の予算に回されています。

独自の財源があることで活動に余裕が生まれるだけでなく、「自分たちのお金」を自覚することで防災に関する議論がより一層深まるようになりました。



回収場所が住民同士のコミュニケーションの場になっています。

三善自治会長・三善公民館長 窪田亀一さんのコメント

地域の防災で一番大切なのは「命と対話」だと思います。自分の命を第一に考え、行動しなければなりません。命があれば会話ができますし、その会話が災害時の助け合いの鍵になる情報を与えてくれます。



コラム

松山市の防災マップを参考に見よう

防災マップには、まず、防災拠点となる消防施設や避難場所などの基本情報を、マークなどを使って分かりやすく表示しましょう。さらに、土砂崩れや津波など、自分たちの暮らす地域にとって危険度の高い災害に対する情報を盛り込み、注意を促すことも大切です。マークや色、大きさなどを工夫して、わかりやすく表示することを心掛けます。



消 防 施 設	災害危険区域・警戒区域
消防署	急傾斜地崩壊危険箇所
支署・出張所(消防署)	土石流危険渓流
水防倉庫	山腹崩壊危険地区
防災関連施設	崩壊土砂流出危険地区
警察署・交番・駐在所	地すべり危険箇所
救急医療機関	水防区域など
市役所・支所・出張所	河川水防区域
主な官公庁	河川水防区域の内、特に危険な箇所
一時避難場所(公園・緑地)	海岸・港湾水防区域
避難所	ため池要水防箇所
備蓄倉庫	
広報サイレン	
ヘリコプター離着陸場	
緊急輸送道路	



防災マップ作りのポイント

自分たちの地域にとって危険度の高い情報も地図上に表示しましょう。

●地震災害に注意が必要な地域

- 密集地で一時的な安全を確保するための避難場所
- 延焼火災から安全を確保するための広域避難場所
- 負傷者用の臨時救護所の開設予定場所
- 緊急車両以外の車両通行が規制される緊急輸送路

●津波の発生が予想される地域

- 過去の津波浸水区域
- 津波から安全を確保するための津波避難場所や避難路
- 津波警報や避難情報等を広報する非常警報施設

●水害の発生が予想される地域

- 過去の浸水箇所
- 水害防御に注意が必要となる河川の重要水防箇所
- 水害から安全を確保するための風水害用避難所

●土砂災害発生が予想される地域

- 過去の災害発生箇所
- 危険であるとされている土砂災害危険箇所
- 土砂災害危険箇所の被害影響範囲
- 土砂災害から安全を確保するための風水害用避難所や避難路